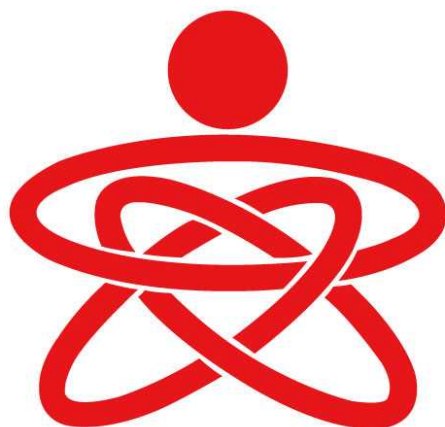


平成28年11月

優れた現代美術の海外発信促進事業



文化庁

Agency for Cultural Affairs,
Government of Japan

要望書の提出締切日

平成28年12月21日（水）（必着）

提出先

文化庁文化部芸術文化課支援推進室育成係
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

※ 提出方法は特定記録郵便等配達の記録が確認できる配送方法のみ。（持参不可）

※ 封筒の表に『平成29年度優れた現代美術の海外発信促進事業（前期）応募書類在中』と朱書きしてください。

応募要領

目 次

1. 募 集 に つ い て	1
2. 補 助 の 対 象 と な る 経 費 等	3
3. 留 意 事 項 等	4
4. 補 助 基 礎 額 算 出 基 準 及 び 審 査 に つ い て	6
5. 提 出 書 類 に つ い て	8
6. 記 入 上 の 注 意 事 項	10
7. 文 化 プ ロ グ ラ ム へ の 参 画 に つ い て	19

問合せ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
文化庁文化部芸術文化課支援推進室育成係
TEL 03 (5253) 4111 (代表) 内線 2081 (9時30分～18時15分)
FAX 03 (6734) 3815

ホームページから応募様式をダウンロードすることができます。
文化庁ホームページ (<http://www.bunka.go.jp>)

1. 募 集 に つ い て

1. 目的

本補助事業は、我が国の優れた現代アート作家・アート作品の国際的なアートフェスティバル・フェアへの出展や国際発信力のある国内のアートフェスティバルなどへの支援を行うことにより、我が国の作家やキュレーターへの活動・発表の場を提供し、もって我が国の現代アートの国際発信力・競争力の向上及び現代アートに触れる機会の充実を図ることを目的とするものです。

2. 補助の対象となる活動の実施期間

対象となる活動は、下記の期間に実施されるものとします。

(1) 「海外アートフェスティバル等出展」

平成29年4月1日～9月30日

平成29年度下半期（平成29年10月1日～平成30年3月31日）に実施される活動については、別途募集（募集期間：平成29年5月下旬～6月下旬）を行う予定です。

(2) 「国際発信力のある国内企画展」

平成29年4月1日～平成30年3月31日

3. 対象となる活動

要望は1団体につき1活動（年度中）に限るものとします。そのため、下記の（1）について今回応募する活動が採択された場合は、平成29年度下半期（平成29年10月1日～平成30年3月31日）の活動を応募することはできません。ただし、今回応募する活動が辞退・不採択となった場合は、下半期に別の活動を申請することは可能です。

(1) 「海外アートフェスティバル等出展」

海外で開催される国際的なアートフェスティバルや国際的なアートフェア（以下、「国際フェスティバル等」という。）へ我が国の現代アート作家・作品を出展する活動を補助します。

なお、国際フェスティバル等への出展が決定していない場合でも申請は可能ですが、出展申請が不採用となったなど出展できなかった場合や出展先が変更になった場合は、本事業に採択されたとしても、採択を取り消すこととなります。

(2) 「国際発信力のある国内企画展」

我が国で開催される国際発信力を有する国際フェスティバルや我が国の現代アート作家・作品を展示の核とする展覧会等の活動について補助します。

なお、国際フェスティバル等については、当該事業全体の申請のほか、当該事業のうち、テーマやカテゴリにより明確に切り分けることが可能なもの、企画展示部分のみの申請も対象とします。（ただし、作品単位や作家単位は不可。）

また、我が国の現代アート作家作品を展示の核とする展覧会等であっても、作品の売買を目的とするもの（アートフェア、アートギャラリーの行う個展・グループ展等）については、応募することはできません。

ただし、アートフェア等に付随して行われる我が国の現代アートの発信に係る企画展等は、その企画展等に係る部分のみ本事業の対象となります。

4. 補助の対象となる分野

(1) 「海外アートフェスティバル等出展」

国際フェスティバル等への現代アート作家の作品の出展を対象とします。なお、本事業の目的に鑑み、出展作品は存命の我が国の現代アート作家の作品が中心となっている必要があります。

そのため、出展作品に物故作家や海外の作家の作品が含まれていても申請は可能ですが、出展作家及び作品の過半数は存命の我が国の現代アート作家・作品である必要があります。

(2) 「国際発信力のある国内企画展」

以下の要件全てを満たす国際フェスティバル及び我が国の現代アート作家・作品を展示の核とする展覧会等を対象とします。

- ・ 存命の国内の作家2名以上の作品が展示されること。

- ・ 出展作家の過半数は存命の我が国の現代アート作家であること。
- ・ 海外の作家の作品も含まれていること。

5. 補助の対象となる者

我が国の現代アートの国内外への発信に取り組んでいる団体（以下、「団体」という。）で、かつ、その団体において作品を扱う人材等に高い専門性があり、次の①又は②のいずれかに該当する団体であること。

- ① 法人格を有する団体（日本法人であること。）
- ② 実行委員会

実行委員会が以下の要件を全て満たし、かつ、その中核となる団体が①に該当すること。

- ア. 定款、寄附行為に類する規約を有し、次のイ～エについて明記されていること
- イ. 団体の意思を決定し、執行する組織（例えば、理事会、役員会等）が確立されていること
- ウ. 自ら経理し、監査する等会計組織（例えば、事務執行者の権限の明確化や監事の配置等）を有すること
- エ. 団体活動の本拠としての事務所を有すること
- オ. 企業会計原則等に基づいた財務諸表又はこれに類する書類を作成していること。

※ 1 会計年度のみ組織される実行委員会は、オ. の財務諸表に代えて、実行委員会の会計規則に基づく実行委員会の収支予算書でも可。ただし、中核となる団体の財務諸表を併せて提出すること。

※ **個人事業主（いわゆる自営業者）の方は補助の対象となる者には該当しません。**そのため、**個人事業主の方が応募を希望される場合は、法人格を取得される必要があります。**

6. 補助金の額について

補助金の額は、補助対象経費の2分の1を超えない範囲とし、上限は500万円とします。

なお、補助金の額は文化庁の当該事業予算の範囲内で算定されますので、要望された補助希望額の全てを満たすとは限りません。

当該補助事業の完了後に実績報告書等を提出していただき、交付申請書に記載されている計画どおりに実施されているか等について確認します。補助金の額は、前段に記載している額の範囲内で精算し、確定します。補助金は、確定した補助金の額を支払います。

なお、実績の報告と、交付申請書に記載されている計画を比較し、経費の減額や計画の変更又は虚偽の報告等が認められる場合は、補助金の減額や返還請求、補助の取消を行うことがあります。

※ ここで言う補助対象経費とは、消費税等仕入控除税額を控除した後の額を示します。

7. 提出締切日及び提出先

提出締切日 : 平成29年12月21日（水）（必着）

※提出方法は<特定記録郵便等、配達記録が確認できる配送方法>とします。

※『平成29年度優れた現代美術の海外発信促進事業応募書類在中（海外又は国内）』と朱書きで記入してください。

提出先 : 〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
文化庁文化部芸術文化課支援推進室育成係

8. 審査結果について

審査結果は、採択・不採択にかかわらず、応募のあった団体に対し、平成29年3月上旬を目途に郵送でお知らせします。

電話、ファクシミリ、電子メールでのお問い合わせにはお答えできません。

2. 補助の対象となる経費等

活動に係る補助対象経費は、以下のとおりです。なお、文化庁では、提出された要望書をもとに、後記の補助基礎額算出基準により補助基礎額を算出します。また、記入できる経費は、応募団体から支出される経費のみとし、共催者等が支出する経費は記入できません。

なお、実績報告書に記入できるのは、原則、支払い済みの経費のみとなります。

1. 海外アートフェスティバル等出展（○補助対象経費）

項目	内 訳	海外アートフェスティバル等出展
会場費	出展料，参加費，ブース設置料等	○
会場設営費	会場設営費（照明費，作品展示費，機材借料，設営スタッフ費等），会場撤去費 ※展示作品に付随する作品説明（キャプション等）の作成を設営費に含めることは可能。※機材購入は計上不可	○
運搬費	国際運搬費，海外現地運搬費 ※国内運搬費については，対象外	○
旅費 （出展作家5名まで，展示・設営に係る同行者は1名まで，計6名を上限とする。）	渡航費（燃油特別付加運賃等を含む）※旅行会社手配料不可	○
	国内交通費，国内宿泊費	×
	海外現地交通費・海外宿泊費 ※現地交通費を計上できるのは，車両を借上げた場合又は旅行会社等に手配を行った場合のみ。※海外運搬費で必須となる保険料（任意に加入する保険外）の計上については御相談ください。	○
	日当	×

※ 渡航費については、何らかの都合により、展覧会等期間中に一次帰国し再出国する場合、一次帰国及び再出国に係る経費は対象外となります。

※ 渡航費については、日本出国後、乗り継ぎ等のために日本を経由する場合、24時間を超える日本滞在は認められません。

※補助の対象となる経費は、平成29年4月1日以降に支払ったものに限りです。

※渡航費については、補助対象事業に係る経費のみ対象となります。例えば、補助対象事業以外のアートフェア等に出展した後に帰国する場合、その移動に係る（帰国含む）経費は対象となりません。

2. 国際発信力のある国内企画展（○補助対象経費）

項目	内 訳	国際発信力のある国内企画展
会場費	会場借料，附帯設備費等 ※自ら所有または管理する施設に係る経費は計上不可	○
会場設営費	会場設営費（照明費，作品展示費，機材借料，設営スタッフ費等），会場撤去費 ※展示作品に付随する作品説明（キャプション等）の作成を設営費に含めることは可能。※原則、機材購入は計上不可	○
運搬費	海外現地運搬費，国際運搬費，国内運搬費 ※海外運搬費で必須となる保険料（任意に加入する保険外）の計上については御相談ください。	○
旅費 （出展作家5名を上限とする。）	渡航費（燃油特別付加運賃等を含む）※旅行会社手配料不可	○
	国内交通費・国内宿泊費	○
	海外現地交通費 ※現地交通費を計上できるのは，車両を借り上げた場合又は旅行会社等に手配を行った場合のみ。	○
	日当	×

※補助の対象となる経費は、平成29年4月1日以降に支払ったものに限りです。

※ 渡航費については、何らかの都合により、展覧会等期間中に一次帰国し再出国する場合、一次帰国及び再出国に係る経費は対象外となります。

※ 国内交通費については、移動距離が100km以上の場合のみ補助対象とします。

◆下記の経費は上記に該当する経費であっても計上できません。また、これらの経費は外部に委託した場合についても記入できません。

○添乗員・ガイド・医者に係る経費	○作家の家族に係る経費	○渡航手続書類作成料	○ビザ取得経費	○旅行会社手数料
○ガソリン代	○作家等個人所有車両の借り上げ	○マネージメント料	○下見・取材に係る経費	
○海外傷害保険・動産保険等の各種保険	○国交のない国・地域における展示に係る経費（※）			

※ 台湾に係る事業を申請する場合は、事前に文化庁に相談してください。

3. 留意事項等

1. 応募にあたっての留意事項

- (1) **補助を受けようとする活動の主体である申請者、共催者及び当該事業に関わる団体は、補助を受けようとする活動に関して、文化庁が実施する他の委託事業及び補助事業、独立行政法人日本芸術文化振興会が実施する助成事業への応募はできません。なお、国が実施する他の補助事業及び独立行政法人国際交流基金の助成事業と重複しての採択はありません。また、国際交流基金との共同事業を応募することはできません。**
- (2) 慈善事業等への寄付を目的として行われる展覧会等は、補助の対象にはなりません。
- (3) 企業からの協賛金等や民間の支援団体・地方公共団体等からの支援金・補助金等の交付を受ける活動についても補助の対象となりますが、その場合は必ず収支計算書の「助成金」欄に見込み額を計上してください。ただし、特定の企業名等を活動名に付す、いわゆる「名称冠展示会」等は、補助の対象にはなりません。
- (4) 要望書は審査資料となりますので、**提出後変更が生じることのないよう、その内容について十分検討の上、作成してください。**なお、内定後に補助対象活動の内容（出展するアーティスト等も含む）・収支予算に変更が生じる場合は、必ず事前に文化庁へ御連絡をお願いいたします。大幅な変更を行った場合は、内定の取消しや補助金の一部又は全部を減額する場合があります。

2. 事後評価について

補助を受けた活動については、終了後、すみやかに実績報告書等を提出するものとし、そのうえで、事後評価を実施します。また、事後評価と共に、事業内で作成したチラシ、プログラム、出展の様子分かる写真等も併せて御提出ください。

なお、提出された資料は、情報公開請求があった場合等には、原則公開されますので、作成に当たっては十分に留意してください。

3. 事業名等の表示について

採択された活動についてポスター、チラシ、プログラム等に、文化庁シンボルマーク及び事業名「文化庁優れた現代美術の海外発信促進事業」を掲載していただくことになります。なお、文化庁シンボルマークについては、文化庁（日本語及び英語）の文字の記載のあるものを使用してください。

【チラシ等への表記の例】



平成29年度文化庁優れた現代美術の海外発信促進事業

※ 英語表記



Supported by the Agency for Cultural Affairs Government of Japan in the fiscal 2017

（ロゴマークのデータは、使用に係るルールと併せて、採択後、文化庁より電子媒体で送付。）

4. 執行状況調査等について

採択され補助を受けた活動については、当該活動の完了日が属する年度の終了後5年間（平成35年3月末まで）、当該活動に関する帳簿及び関係書類を、善良な管理者の注意をもって保管する必要があります。また、会計検査院の検査や文化庁による執行状況調査の対象になります。**また、執行状況調査の結果によっては、補助金を国庫に返納していただく場合があります。**

5. 補助金の適正な執行等について

本事業は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年8月27日 法律第179号）及び「同法施行令」（昭和30年9月26日 政令第255号）の適用を受けることとなります。

また、文化庁では、平成24年3月30日に、芸術団体の会計処理等に係る不正行為を効果的に防止するための方策等についてまとめた「芸術文化に係る補助金等の不正防止に関するまとめ」を作成しました。

本まとめに記された方策等については、下記文化庁ウェブサイトをご覧いただければと思いま

すが、特に御留意いただきたい事項として、補助金等の申請に係る団体要件があります。方策のひとつとして、芸術団体の管理運営の適正化が掲げられておりますが、その内容としては、①原則として任意団体は法人格を有する団体へ移行、②法人化が困難な団体については財務諸表等の公開を義務付けることとなっております。

これらの方策は、平成24年3月以降、一定の準備期間（平成27年度事業申請までのおおむね3年間以内を目途）を設け、徐々に適用することとなっておりますが、本事業においては、従来より募集案内において、法人化が困難な団体に対する措置は、平成28年度限りとする予定と記載し、法人化を進めていただくようお願いしたところであり、**平成29年度募集からは、法人格を有さない任意団体の応募はできません**ので御注意ください。

○「芸術文化に係る補助金等の不正防止に関するまとめ」の掲載ページアドレス

http://www.bunka.go.jp/bunkashingikai/kondankaitou/pdf/hojyokin_fuseiboushi_matome.pdf

6. 不正受給等に伴う応募制限について

文化庁が芸術活動への支援等のために公募により行う事業において、支援金等の不正受給等を行った場合、「芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について」（平成22年9月16日 文化庁長官決定）に基づき、応募制限を行います。

芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について

平成22年9月16日 文化庁長官決定

文化庁が芸術活動への支援等のために公募により行う事業について、芸術団体等による支援金等の不正受給等があった場合、下記のとおり応募制限を行う。

記

- (1) 虚偽の申請や報告による支援金等の不正な受給、支援金等の他の事業・用途への流用、私的流用：応募制限期間4～5年
- (2) 調査に応じない、調査に必要な書類の提出に応じない、その他文化庁の調査を妨害したと認められる場合：応募制限期間2～3年
- (3) 文化庁以外の他の機関が行う支援事業において不正行為等を行ったことが判明した場合は、上記(1)、(2)に準じて取り扱う。

7. 重大事故の防止について

去る11月6日、東京・明治神宮外苑で開かれていた展示イベントで、木製の展示品が燃え、5歳の男児が死亡、2人が負傷する事故が発生しました。

文化芸術の分野において作品を展示し、多数の来場者を集めるイベント等が多く開催されておりますが、本事業においても、多数の来場者が見込まれる展覧会等が実施される場所、申請団体におかれては、改めて**イベント等を開催する関係者の安全意識を高め、施設や消防の担当者を交えての安全確認、防災マニュアルの作成、点検や警備強化を促す等、再発・類似事故防止措置を行ってください。**

4. 補助基礎額算出基準及び審査について

1. 補助基礎額算出基準

応募された事業が採択された場合、文化庁において次の基準により補助基礎額を算出します。

○ 渡航費

- 渡航費は、使用予定の航空機に係る往復航空券の単価で計上する。ただし、渡航日における「利用するクラスの見積書」が発行されない場合は、参考となる価格（例：現在の価格）にて計上する。なお、航空会社のエコノミークラスの正規割引運賃を上限とし、ファーストクラス・ビジネスクラス等の利用により上限を超過した部分は、補助対象経費としない。

○ 宿泊費

- 1人1泊あたり、**海外については、指定都市：19,300円、甲地：16,100円、乙地：12,900円、丙地：11,600円、国内については、甲地10,900円、乙地9,800円を上限**とする。
- 移動日、設営日、展示日、撤収日を「補助対象経費」に計上する。ただし、当該事業に携わらない（他の用務、観光、休日等）日の宿泊費は補助対象経費としない。
- 長期間にわたるフェスティバル等に参加する場合は、**宿泊費の上限を7日間**とし、それ以上については補助対象経費としない。

○ 宿泊料の区分

○ 海外
【アジア地域】
指定都市 シンガポール
乙地方 インドシナ半島（タイ、ミャンマー、マレーシア含む）、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ、香港
丙地方 アジア大陸（指定都市・乙地方を除く）
【アフリカ地域】
指定都市 アビジャン
丙地方 アフリカ大陸、マダガスカル、マスカレーニュ諸島、セイシェル諸島
【欧州地域】
指定都市 ジュネーヴ、パリ、モスクワ、ロンドン
甲地方 ヨーロッパ大陸（指定都市、乙地方を除く）、アイスランド、アイルランド、英国、マルタ、キプロス、アゼレス諸島、マデイラ諸島、カナリア諸島
乙地方 アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、スロバキア、ロシア、スロベニア、タジキスタン、チェコ、ハンガリー、トルクメニスタン、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モルドバ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、セルビア共和国、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、コソボ
【大洋州地域】
乙地方 オーストラリア大陸、ニュージーランド、ポリネシア海域、ミクロネシア海域、メラネシア海域
【中近東地域】
指定都市 アブダビ、クウェート市、ジッダ、リヤド
甲地域 アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェート、ヨルダン、シリア、トルコ、レバノン
【中南米地域】
丙地方 メキシコ以南の北アメリカ大陸、南アメリカ大陸、西インド諸島、イースター諸島
【北米地域】
指定都市 ロサンゼルス、ワシントン、サンフランシスコ、ニューヨーク
甲地方 北アメリカ大陸（メキシコより北部、指定都市を除く）、グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島、グアム
【南極地域】
丙地方 南極大陸
○ 国内
甲地方 さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市
乙地方 上記以外の都市

2. 審査について

補助の対象となる事業は、学識経験者等から構成される協力者会議に諮って文化庁長官が決定します。審査は、団体等から提出された要望書に基づき、次の審査項目により審査の上、計画・作家の実績などを総合的に評価して行います。

※ 渡航・滞在に当たって特に注意が必要な場合に発出される外務省「渡航情報」等を参考にする場

合もあります。

3. 審査項目

①海外アートフェスティバル等出展

i) 参加するフェスティバル等に関する項目

ア 出展するフェスティバル等が、世界を代表する現代アートのフェスティバル・フェアとしての実績があり、現時点において国際発信力・影響力を有しており、当該フェスティバル等に出展することが、出展作家のキャリアアップにつながるものであること。

ii) 出展内容に関する項目

イ 出展作品には、海外の著名なフェアやフェスティバルに出展されるなど国際発信力のある我が国の作家の作品が含まれることはもちろん、これまであまり海外で紹介されたことがなく、今後の評価の高まりが期待できる新進作家等の作品が含まれていること。

ウ 展示内容が高い企画性を持ち、今後の我が国の現代アートの国際発信につながるようなものであること。

エ 展示趣旨・内容が明確であり、具体的に説明されていること。

iii) 申請団体に関する項目

オ 国際的なフェスティバル等への出展について実績があること。

カ 事業が円滑に行える経営基盤及び人員体制が確立していること。

キ 経費の積算内容が適正であること。

②国際発信力のある国内企画展

i) 企画展に関する項目

ア 開催する企画展は、国内だけでなく海外にも情報発信を行うなど、我が国の現代アートの国際発信力を高める企画展であると認められること。

ii) 内容に関する項目

イ 出展作品には、海外の著名なフェアやフェスティバルに出展されるなど国際発信力のある内外の作家の作品が含まれることはもちろん、今後の評価の高まりが期待できる新進作家の作品が含まれていること。

ウ 企画展の内容や意図が明確であり、具体的に説明されていること。

エ 企画展の内容は、広く一般の現代アートに対する理解、関心を深めることに資する内容となっていること。

iii) 申請団体に関する項目

オ 現代アートの企画展等の開催実績があること。

カ 事業が円滑に行える経営基盤及び人員体制が確立していること。

キ 経費の積算内容が適正であること。

5. 提出書類について

1. 提出書類

提出書類は、全てA4サイズ・片面印刷とし、いずれの資料もホチキス止めはしないでください。(クリップでとめてください。) また、冊子等は含めないでください。

(1) 「海外アートフェスティバル等出展」

- ① 優れた現代美術の海外発信促進事業（海外アートフェスティバル等出展）要望書（1部）
要望書の内容は、9ページを参照してください。
- ② 定款、寄附行為又はこれらに類する規約（1部）
- ③ 直近3ヶ年の財務諸表又はこれに類する書類（実行委員会の場合は実行委員会及び中核団体のものが必要）
- ④ 旅費を計上する場合には旅行代理店発行の国際航空運賃見積書（写し）
（「利用するエコノミークラスの見積書」及び「航空会社のエコノミークラスの正規割引運賃の見積書」各1通計2通）
- ⑤ フェスティバル等の規模・内容、過去の実績等について、参考となる資料等（白黒4枚以内）
（既に参加が決定している場合は、それを証する書類の写しも添付）
- ⑥ 今回の出展内容（出展作家、作品、展示計画、展示スペースの広さ等）がわかる企画書等（4枚以内 白黒、カラーは問わない。）
- ⑦ 美術作品を扱う主な専門職員（いない場合は、団体の代表者等）の略歴1枚以内、全出展予定作家（存命、物故、海外作家も含め）の略歴及び当該作家の近年の主要な作品の写真（出展作品が望ましいが、必ずしも出展作品には限らない。作品写真については、カラーとする。） なお、枚数は、1作家につき、略歴1枚、作品1枚の計2枚を上限とする。

(2) 「国際発信力のある国内企画展」

- ① 優れた現代美術の海外発信促進事業（国際発信力のある国内企画展）要望書（1部）
要望書の内容は、次ページを参照してください。
- ② 主催団体の定款、寄附行為又はこれらに類する規約（1部）
- ③ 直近3ヶ年の財務諸表又はこれに類する書類（実行委員会の場合は実行委員会及び中核団体のものが必要）
- ④ 海外から作家を招へいする場合には、旅行代理店発行の国際航空運賃見積書（写し）
（「利用するエコノミークラスの見積書」及び「航空会社のエコノミークラスの正規割引運賃の見積書」各1通計2通）
- ⑤ 企画展の規模・展示内容等（出展作家、作品、展示計画、展示スペースの広さ等）について、参考となる企画書等（4枚以内 白黒、カラーは問わない。）
- ⑥ 主な出展作家の略歴、主要な作品の写真（作品写真については、カラーとする。）なお、枚数は、1作家につき、略歴1枚、作品1枚の計2枚を上限とする。

※ 旅行代理店発行の国際航空運賃見積書（写し）について

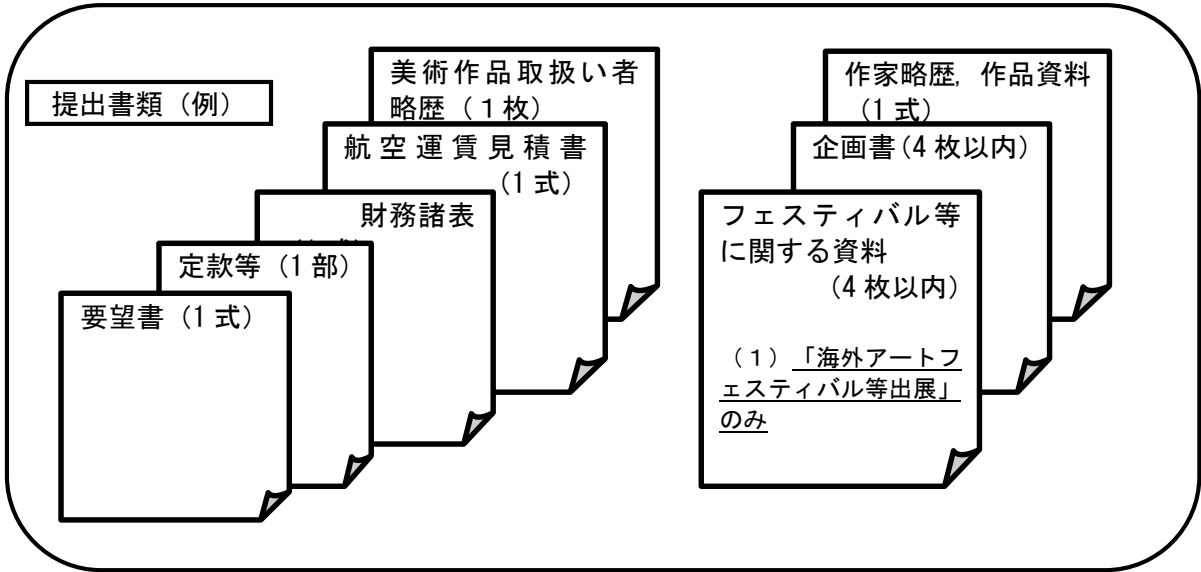
渡航日における「利用するエコノミークラスの見積書」が発行されない場合は、参考となる価格（例：現在の価格）による見積書を提出してください。また、渡航日における「航空会社のエコノミークラスの正規割引運賃の見積書」が同運賃未定により、発行されない場合は、現在の正規割引運賃による見積書を提出してください。

※ 財務諸表について

1会計年度のみ組織される実行委員会は、財務諸表に代えて、実行委員会の会計規則に基づく実行委員会の収支予算書でも可とします。ただし、その場合、中核となる団体の財務諸表を併せて提出してください。

2. 注意事項

- (1) 要望書の応募様式は、文化庁のホームページ（<http://www.bunka.go.jp>）からダウンロードしてください。
- (2) 要望書等の作成にあたっては、記入例を参考にしてください。
- (3) 提出した書類については、その記載内容について問い合わせをすることがありますので、必ず写しを取り保管するようにしてください。また、提出された書類等は返却いたしませんので、あらかじめ御了承ください。



6. 記入上の注意事項

申請様式に記入上の注意事項を記載したものを掲載しますので、必ず参考にして要望書を作成してください。

なお、記入例を省略している書類についても、提出は必須になりますので忘れずに提出してください。また、記入上の注意事項で記載を求めている内容は最低限記入してください。

【優れた現代美術の海外発信促進事業（海外アートフェスティバル等出展） 応募様式】

- ・ 要望書（表紙）・・・・・・・・・・ 11
- ・ 申請団体の概要・・・・・・・・・・ 12
- ・ 収支計算書・・・・・・・・・・ 13

【優れた現代美術の海外発信促進事業（国際発信力のある国内企画展） 応募様式】

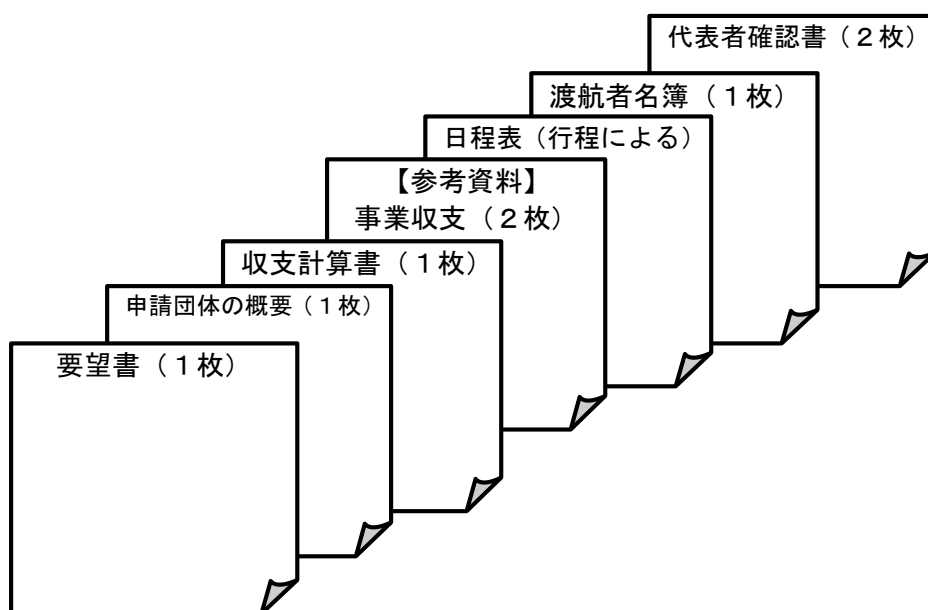
- ・ 要望書（表紙）・・・・・・・・・・ 15
- ・ 申請団体の概要・・・・・・・・・・ 16
- ・ 収支計算書・・・・・・・・・・ 17

【共通様式】

- ・ 【参考資料】事業収支・・・・・・・・・・ 記入例省略
- ・ 日程表・・・・・・・・・・ 記入例省略
- ・ 渡航者名簿・・・・・・・・・・ 記入例省略
- ・ 代表者確認書・・・・・・・・・・ 記入例省略

※ 記入例省略となっている様式についても必ず作成して提出してください。

要望書作成のイメージ



優れた現代美術の海外発信促進事業 海外アートフェスティバル等出展 応募様式

要望書表紙

申請団体の概要
(美術作品を扱う専門職員の略歴を添付)

収支計算書

【参考資料】事業収支

日 程 表

渡航者名簿

任意団体に関する調書 (任意団体のみ)

代表者確認書

【参考資料】事業収支、日程表、渡航者名簿、任意団体に関する調書 (任意団体のみ)、代表者確認書については、記入例を省略しておりますが、忘れずに作成してください。

要望書様式の作成の際には、この記入例ではなく、別途掲載する要望書様式をダウンロードして、作成してください。

要望書様式は、文化庁ホームページ (<http://www.bunka.go.jp>) より応募様式をダウンロードすることができます。

平成29年度文化庁優れた現代美術の海外発信促進事業
海外アートフェスティバル等出展 要望書

文化庁長官 殿

〒
住 所
法 人 番 号
団 体 名
代表者職・氏名

印

下記の活動を行いたいので要望書を提出します。

記

フェスティバル等名称	※出展するフェスティバル等の名称，開催国・都市名，会場名等を記載してください。			
フェスティバル等開催期間	平成	年	月	日（ ） ～ 平成
出展期間	平成	年	月	日（ ） ～ 平成
フェスティバル等の概要	※フェスティバル等の主催者，フェスティバルの芸術分野・テーマ，これまでの実施回数や開催間隔，第1回の開催年，前回の来場者数，出展者数（ブースの数）など，現代アート界における評価、具体的に記載してください。			
展示内容等	〈展示内容〉			
	※展示内容のテーマ，出展スペースの広さなど具体的に記載してください。 〈出展予定アーティスト〉			
出展によって得られる効果	※我が国の現代美術の海外発信を促進する観点から，今回の出展又は企画展等の実施によって，どのような効果が期待できるか記載してください。			
共催者及びその役割	※共催者等がある場合には，共催者名及びその役割を記載してください。			
民間資金導入計画	※出展又は企画展等の実施において，本補助事業以外に民間から補助を受ける計画があれば記載してください。			
他の国等機関の補助事業等への応募状況	※当該活動に関して，国等機関の補助事業等への応募状況（予定）を記載してください。なお，文化庁が実施する他の委託事業及び補助事業，（独）日本芸術文化振興会の助成事業への応募はできません。			
担当者 所属・氏名		電 話	(時間外連絡 :)	F A X
				E-mail

申請団体の概要

(平成 28 年11 月現在)

(フリガナ) 団体名				代表者職・氏名	
所在地	〒			電話番号	
				FAX番号	
団体設立年月	年 月				
沿革					
団体の設置目的					
役員, 職員など	※ 役員の役職(役割), 氏名及び職員総数などを記載してください。				
専門職員	※美術作品について, 専門的な知識を有する職員の役職名, 氏名などを記載してください。				
所属, 取り扱い作家など	※所属する, 又は恒常的に作品の取り扱いを行っている作家名について記載してください。				
海外フェスティバル等出展実績	実施年月日(期間)	フェスティバル等の名称	会場(開催地)	主な出展作家	
国内における主な活動状況 (国内における展示会等の開催実績について記載してください。)	実施年月日(期間)	展示会名	会場(開催地)	主な出展作家	
構成団体の出資額	(実行委員会形式をとる場合のみ記載してください。)				
団体の財政状況 (年度は, 団体の会計年度)	年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度(見込)	
	総収入	千円	千円	千円	
	総支出	千円	千円	千円	
	当期損益	千円	千円	千円	
	累積損益	千円	千円	千円	
自治体・財団・企業等からの寄付金・助成金実績 (最近3年間について記入)					

※ 実行委員会を組織している場合, 実行委員会の概要のほか, 中核となる芸術団体の概要を作成すること。

収 支 計 算 書

(支出)

消費税が非課税・不課税となる経費については、*を付してください。

項 目	内 訳	金 額(円)															
補助対象経費	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">会場費 (出展ブース代)</td> <td style="width: 30%;">15,000 ポンド (@180)</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">2,700,000</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">*</td> </tr> <tr> <td>会場設営費</td> <td>3,000 ポンド (@180)</td> <td style="text-align: right;">540,000</td> <td style="text-align: center;">*</td> </tr> </table> <p>※1 ポンド=180 円で積算</p>	会場費 (出展ブース代)	15,000 ポンド (@180)	2,700,000	*	会場設営費	3,000 ポンド (@180)	540,000	*	3,240,000							
	会場費 (出展ブース代)	15,000 ポンド (@180)	2,700,000	*													
	会場設営費	3,000 ポンド (@180)	540,000	*													
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">渡航費</td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>出展アーティスト 2名</td> <td>成田～ロンドン～成田 @200,000×2 人</td> <td style="text-align: right;">400,000</td> <td style="text-align: center;">*</td> </tr> <tr> <td>同行者 1名</td> <td>成田～ロンドン～成田 @200,000×1 人</td> <td style="text-align: right;">200,000</td> <td style="text-align: center;">*</td> </tr> <tr> <td>宿泊費</td> <td>@19,300×5 泊×3 人</td> <td style="text-align: right;">289,500</td> <td style="text-align: center;">*</td> </tr> </table> <p>※1 ポンド=180 円で積算</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> 提出した「利用するクラスの見積書」に基づき記入してください。(エコノミークラスのベックス運賃上限)。 </div>	渡航費				出展アーティスト 2名	成田～ロンドン～成田 @200,000×2 人	400,000	*	同行者 1名	成田～ロンドン～成田 @200,000×1 人	200,000	*	宿泊費	@19,300×5 泊×3 人	289,500	*	905,700
渡航費																	
出展アーティスト 2名	成田～ロンドン～成田 @200,000×2 人	400,000	*														
同行者 1名	成田～ロンドン～成田 @200,000×1 人	200,000	*														
宿泊費	@19,300×5 泊×3 人	289,500	*														
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">国際運搬費</td> <td style="width: 30%;">11,000 ポンド (@180 円)</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">1,980,000</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">*</td> </tr> </table> <p>※1 ポンド=180 円で積算</p>	国際運搬費	11,000 ポンド (@180 円)	1,980,000	*	1,980,000												
国際運搬費	11,000 ポンド (@180 円)	1,980,000	*														
補助対象経費計 (A)		6,125,700															
(A) のうち消費税非課税・不課税となる補助対象経費の額 (B)		6,125,700															
消費税等仕入控除税額控除後補助対象経費 (C)		6,125,700															
・課税事業者 : (C)=(A)-{(A)-(B)}×8/108 ・免税事業者・簡易課税事業者 : (C)=(A)		6,125,700															
該当するいずれかに○をつけてください。 (C) × 1 / 2 = 補助希望額 (D)		3,062,850															
【参考】 対象経費との差額分	宿泊費 (対象日差額) (21,000-19,300) × 5 泊 × 3 人	25,500	25,500														

団体名:

優れた現代美術の海外発信促進事業 国際発信力のある国内企画展 応募様式

要望書表紙
(キュレーター、ディレクター等の略歴を添付)

申請団体の概要

収支計算書

【参考資料】事業収支

日 程 表

渡航者名簿

任意団体に関する調書 (任意団体のみ)

代表者確認書

【参考資料】事業収支、日程表、渡航者名簿、任意団体に関する調書 (任意団体のみ)、代表者確認書については、記入例を省略しておりますが、忘れずに作成してください。

要望書様式の作成の際には、この記入例ではなく、別途掲載する要望書様式をダウンロードして、作成してください。

要望書様式は、文化庁ホームページ (<http://www.bunka.go.jp>) より応募様式をダウンロードすることができます。

平成29年度文化庁優れた現代美術の海外発信促進事業
国際発信力のある国内企画展 要望書

文化庁長官 殿

〒
住 所
法 人 番 号
団 体 名
代表者職・氏名

印

下記の活動を行いたいので要望書を提出します。

記

企画展等名称	※実施する企画展等の名称、開催国・都市名、会場名等を記載してください。国際フェスティバルやフェア（以下、フェスティバル等という。）の一部企画として実施する場合には、フェスティバル等名称を記載いただき、その上で企画展の名前も記載してください。			
企画展等開催期間	平成 年 月 日（ ） ～ 平成 年 月 日（ ）			
企画展等の概要	〈展覧会の趣旨・目的〉			
	〈展示内容〉			
	※企画展等の主催者、芸術分野・テーマ、今回の来場者見込み数、会場の広さなど、具体的に記載してください。フェスティバル等の一部企画として実施する場合には、フェスティバル等のこれまでの実施回数や前回の実施時期、前回の来場者数等についても記載してください。 ----- 〈出展予定アーティスト等〉 ※出展の予定の全アーティストの氏名、国籍、出展点数等について記載してください。			
企画展等のキュレーター、ディレクター等	※企画展等のキュレーター、ディレクター等の役職、氏名を記載してください。また、 当該者の略歴を本要望書に別添してください。			
海外への情報発信の取組等	※企画展等の情報を海外のメディアで発信するなど、海外における情報発信の取組等を記載してください。			
企画展等の実施によって得られる効果	※我が国の現代美術の海外発信を促進する観点から、企画展等の実施によって、どのような効果が期待できるか記載してください。			
共催者及びその役割	※共催者等がある場合には、共催者名及びその役割を記載してください。			
民間資金導入計画	※出展又は企画展等の実施において、本補助事業以外に民間から補助を受ける計画があれば記載してください。			
他の国等機関の補助事業等への応募状況	※当該活動に関して、国等機関の補助事業等への応募状況(予定)を記載してください。なお、文化庁が実施する他の委託事業及び補助事業、(独)日本芸術文化振興会の助成事業への応募はできません。			
担当者所属・氏名		電 話	(時間外連絡 :)	F A X E-mail

申請団体の概要

(平成 28 年 11 月現在)

(フリガナ) 団体名			代表者職・氏名	
所在地	〒		電話番号	
			FAX番号	
団体設立年月	年 月			
沿革				
団体の設置目的				
役員, 職員など	※ 役員の役職(役割), 氏名及び職員総数などを記載してください。			
専門職員	※美術作品について, 専門的な知識を有する職員の役職名, 氏名などを記載してください。			
これまでに実施した企画展等	実施年月日(期間)	企画展等の名称	会場(開催地)	主な出展作家
構成団体の出資額	(実行委員会形式をとる場合のみ記載してください。)			
団体の財政状況 (年度は, 団体の会計年度)	年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度(見込)
	総収入	千円	千円	千円
	総支出	千円	千円	千円
	当期損益	千円	千円	千円
	累積損益	千円	千円	千円
自治体・財団・企業等からの 寄付金・助成金実績 (最近 3 年間について記入)				

※実行委員会を組織している場合, 実行委員会の概要のほかに, 中核となる芸術団体の概要を作成すること。

収 支 計 算 書

(支出)

消費税が非課税・不課税となる経費については、*を付してください。

項 目	内 訳	金 額(円)												
補助対象経費	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">会場費</td> <td style="width: 20%;">3,000,000</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: right;">3,000,000</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>会場設営費</td> <td>2,000,000</td> <td></td> <td style="text-align: right;">2,000,000</td> <td></td> </tr> </table>	会場費	3,000,000		3,000,000		会場設営費	2,000,000		2,000,000		5,000,000		
	会場費	3,000,000		3,000,000										
	会場設営費	2,000,000		2,000,000										
旅費	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>渡航費 出展アーティスト2名 パリ～成田～パリ @200,000×2人</td> <td style="text-align: right;">400,000</td> <td style="text-align: center;">*</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国内交通費 @30,000×2人</td> <td style="text-align: right;">60,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>国内宿泊費 @10,900×5泊×2人</td> <td style="text-align: right;">109,000</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	渡航費 出展アーティスト2名 パリ～成田～パリ @200,000×2人	400,000	*		国内交通費 @30,000×2人	60,000			国内宿泊費 @10,900×5泊×2人	109,000			569,000
渡航費 出展アーティスト2名 パリ～成田～パリ @200,000×2人	400,000	*												
国内交通費 @30,000×2人	60,000													
国内宿泊費 @10,900×5泊×2人	109,000													
運搬費	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>海外現地運搬費</td> <td>2,000 ユーロ (@140)</td> <td style="text-align: right;">280,000</td> <td style="text-align: center;">*</td> </tr> <tr> <td>国際運搬費</td> <td>8,000 ユーロ (@140)</td> <td style="text-align: right;">1,120,000</td> <td style="text-align: center;">*</td> </tr> <tr> <td>国内運搬費</td> <td>1,500,000</td> <td style="text-align: right;">1,500,000</td> <td></td> </tr> </table>	海外現地運搬費	2,000 ユーロ (@140)	280,000	*	国際運搬費	8,000 ユーロ (@140)	1,120,000	*	国内運搬費	1,500,000	1,500,000		2,900,000
海外現地運搬費	2,000 ユーロ (@140)	280,000	*											
国際運搬費	8,000 ユーロ (@140)	1,120,000	*											
国内運搬費	1,500,000	1,500,000												
補助対象経費計(A)		8,469,000												
(A)のうち消費税非課税・不課税となる補助対象経費の額(B)		1,800,000												
消費税等仕入控除税額控除後補助対象経費(C)		7,975,000												
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> ・課税事業者 : (C)=(A)-{(A)-(B)}×8/108 ・免税事業者・簡易課税事業者 : (C)=(A) </div>														
(C) × 1 / 2 = 補助希望額 (D)		3,987,500												
【参考】 対象経費との差額分														

該当するいずれかに○をつけてください。

団体名:

7. 文化プログラムへの参画について

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以後、東京2020大会）は、スポーツの祭典のみならず文化の祭典です。「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）」においても、東京2020大会を我が国の文化財や伝統等の価値を世界に発信するとともに、文化芸術が生み出す社会への波及効果を生かして諸課題を乗り越え、成熟社会に適合した新たな社会モデルの構築につなげていくまたとない機会ととらえており、リオ大会後から、全国の自治体や芸術家等との連携の下、文化プログラムを全国各地で推進していくことを謳っています。

文化庁としては、東京2020大会を契機に、文化プログラムを推進することを重点政策ととらえており、文化庁の委託事業や補助事業に申請される団体等（本事業においては「国際発信力のある国内企画展」に申請される団体等）におかれましては、多様な文化プログラムを実施するとともに、可能な限り、文化プログラムに関する認証プログラムへの申請をお願いいたします。

《認証プログラム》

1. 東京2020文化オリンピック（公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会）

政府、開催都市、会場関連自治体、大会スポンサー等の東京2020大会に関連の強いステークホルダーが実施する事業（東京2020公認文化オリンピック）や、地方公共団体（会場関連自治体を除く）や独立行政法人を含む非営利団体が実施する、東京2020大会の機運を醸成し、オリンピック・パラリンピックムーブメントを裾野まで広げる事業（東京2020応援文化オリンピック）が対象です。

公認文化オリンピックは2016年10月から開始され、応援文化オリンピックは2017年度より本格的に開始（2016年10月から一部先行開始）される予定です。

<東京2020組織委員会ホームページ>

<https://tokyo2020.jp/>

2. beyond2020プログラム（内閣官房東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会推進本部事務局）

民間企業を含む様々な主体が実施する、2020年以降を見据えたレガシー創出に資する事業が対象です。

当局からの正式な案内はされていませんが、本年晩秋以降に開催される模様です。

<東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会推進本部ホームページ>

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu

※各認定プログラムの詳細は、追って、各関係機関のホームページ等で詳細が公表される予定です。